平成２５年（フ）第２５４号
神奈川県藤沢市菖蒲沢970番地　ヘーベルメゾフォルテ105
債務者　野上　史郎
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６５号
神奈川県藤沢市善行７丁目８番26―404号
債務者　井上　成士
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６６号
神奈川県藤沢市善行７丁目８番26―404号
債務者　井上　恵里
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０３号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目23番５―25号
債務者　阿部　好子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９４号
神奈川県綾瀬市寺尾北３丁目７番３号　レオパレスウェルシー203
債務者　福元マリこと　レカシデ　フクモト　マリア　デル　ピラル
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
岡山市南区藤田668番地27、旧住所岡山市北区辰巳14番地110　ラヴニール辰巳804号室
債務者　有松　敏之
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
愛媛県八幡浜市古町２丁目１番36号
債務者　高田　景子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１９３号
東京都府中市北山町４丁目１番地４―507
債務者　小川　旭
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時10分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号
東京都府中市住吉町２丁目23番地の47
債務者　森川佐知江
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３号
静岡県藤枝市青南町５丁目９番地の12
債務者　塚本　厚
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４号
静岡県藤枝市青南町５丁目９番地の12
債務者　塚本三重子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８号
静岡県焼津市宗高884番地の５　メルフォルン102号、旧住所静岡県藤枝市兵太夫524番地の１　エンジェルパレスⅡ102号
債務者　乾　さやか
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３９号
大阪府東大阪市日下町４―３―15―201、住民票上の住所大阪府東大阪市新庄１丁目８番25号
債務者　城内　宏明（旧姓潮）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５０号
大阪市城東区天王田４番１―301号
債務者　岩本　瞳
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９号
静岡市駿河区西島257番地の２　ピープル97―201号、旧住所静岡市駿河区西島1216番地の３
債務者　真柄伸太郎
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部